

課税免除の対象

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊



【ア、イの対象者】

右記施設に通う 児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・ 部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率を行う関係者 ・ クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業者の添乗員、カメラマン、運転手、ガイド ・ 応援のための保護者、審判など 	

課税免除の範囲（ア、イについて）

ア 学校の教育活動に伴う宿泊

学校が行う
教育活動で宿泊を伴うもの

授業

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)
の通信制課程の面接指導 (スクーリング)

学校行事(特別活動)

- ・修学旅行 ・林間学校 ・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事
(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動)
- ・部活動以外による学校代表としての
大会参加(合同チームを含む)
(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

学校以外の団体が行う
教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

地域クラブ等の活動

- ・次の団体の主催する大会への参加
 - ① 地方公共団体
 - ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接
又は間接に加入している団体
 - ③ 中学校体育連盟
 - ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接
に加入している人格のない社団等(スポーツ
に係る活動を行っている団体を除く。)
- ※公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、
一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般
財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人

課税免除に係る対応（ア、イについて）

- 課税免除に関して、アについては「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から宿泊施設へ提出が必要となります。

■ 課税免除を受ける場合の手続き（イメージ図）

ア 学校の教育活動に伴う宿泊



イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

